

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

— 出資団体（公益財団法人三木市スポーツ振興基金）について —

【報告書の要旨】

監査の結果、定款に定める目的及び事業内容に沿って運営がされており、財務状況も良好な状態となっている。今回、監査した限りにおいて概ね適正に行われているものと認められた。しかし、後述のとおり改善を要する事例が認められたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

【公告について】

定款に定める方法とは異なる方法で公告されていることが認められた(P.4)。

【財務諸表の注記について】

注記しなければならない定量的情報及び定性的情報について不備が認められた(P.5)。

【その他】

在り高の照合頻度について、また郵便代金の支出について不備が認められた(P.5)。

今回の監査結果を参考に、業務改善が行われ、透明性及び正確性の向上が図られることを期待する。

[指摘事項4件、意見2件あり、報告書本文に内容記載]

令和6年2月

三木市監査委員

三 監 報 第 1 4 号
令和 6 年 2 月 2 2 日

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	松 原 久美子 様
三木市教育長	大 北 由 美 様
三木市選挙管理委員会委員長	宮 崎 和歌子 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	大 原 義 弘 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	永 尾 朋 寛 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 初 田 稔

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき令和 5 年度財政援助団体等監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

目 次

1. 準拠	2
2. 監査の種類	2
3. 監査の対象	2
4. 監査の着眼点	2
5. 監査の主な実施内容	3
6. 監査の実施場所及び日程	3
7. 監査対象団体の概要	3
8. 監査の結果	4
9. むすび	6

財政援助団体等監査結果報告書

(出資団体監査)

1. 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査

3. 監査の対象

(1) 出資団体

公益財団法人三木市スポーツ振興基金

(2) 所管部署

教育委員会事務局 教育総務部 文化・スポーツ課

(3) 監査の範囲

平成30年度から令和5年度

4. 監査の着眼点

(1) 出資団体監査

(ア) 出資団体

- ① 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成・公告されているか
- ③ 経営成績及び財政状態は良好か
- ④ 関係帳票の整備、帳簿は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(イ) 所管課

- ① 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
- ② 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握しているか

5. 監査の主な実施内容

(1) 書面監査

事前調査及び関係資料の提出を求め、その内容の確認及び分析を行った。

(2) 説明聴取等

取組の状況、根拠、課題等について団体及び所管部署双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 市役所

(2) 実施日程 令和5年11月20日～令和6年2月9日

7. 監査対象団体の概要

(1) 構成団体の名称、所在地等

名称	公益財団法人三木市スポーツ振興基金
設立年月日	昭和62年4月1日
所在地	兵庫県三木市上の丸町10番30号

(2) 主な事業内容と目的

(ア) 目的（定款第3条、登記簿の記載）

地域住民の間に広く、体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な市民の育成と、明るく豊かな地域社会の建設に寄与すること。

(イ) 事業内容（定款第4条、登記簿の記載）

- ① 指導者の育成事業
- ② 競技力向上（選手強化）のための事業
- ③ 選手派遣に対する助成事業
- ④ スポーツ団体の育成事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 三木市との関係

① 出資状況

基本財産2億円のうち、全額を市が出資している。

出資団体	出資額	出資比率
三木市	2億円	100%

② 役員及び派遣職員

役員14名（無報酬）、うち2名は市職員が就任している。

③ 所管課 文化・スポーツ課

当該団体の事務局は、教育委員会事務局の文化・スポーツ課が担っている。

8. 監査の結果

当該団体は、定款に定める目的及び事業内容に沿って運営がされており、財務状況も良好な状態となっている。今回、監査した限りにおいて概ね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部の事務手続き等について改善を要する点が認められた。所管課は適切な措置を講じられたい。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に対し通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

ア 公告について

【内容】

公益財団法人は、決算など公告が義務づけられている事項について、どのような方法で行うのか定款にて定める必要がある。

当該団体は、定款において「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による」と定められている。

しかしながら実際の運用は、インターネット上の特定サイトで行われており、定款の定めとは異なる方法となっていることが認められた。

イ 財務諸表の注記について

【内容】

財務諸表等の作成方法や様式については共通のルールが定められている。当該団体は公益財団法人であることから内閣府公益法人等委員会による「公益法人会計基準」に則して作成することとなる。

このような中、財務諸表に注記しなければならない定量的情報とされている満期保有目的債権の時価及び評価損益の記載が認められなかった。

また、公益法人が資産運用を図る手段として金融商品を保有している場合、運用上のリスクや管理体制などの定性的情報も財務諸表へ注記することが必要となっているが、その記載も認められなかった。

ウ 在高の照合について

【内容】

当該団体の経理規程第23条には、出納責任者（事務局長：所管課の課長）は毎月1回預貯金の残高証明書により、その残高と帳簿残高を照合しなければならない旨が規定されているが、年度末に1回実施していることしか確認できなかった。

エ 郵便代金について

【内容】

当該団体では、評議員会等の招集通知や関係団体への連絡について郵送で行う場合がある。

このような中、当該団体の発送する郵便物に係る郵便代金の支出が認められず、公費から支出されていた。郵便切手を備えるか、または年度末や一定期間ごとに市に清算するなど、公費とは区分されたい。

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

ア 内規について

【内容】

当該団体における財産の運用方針については、内規により定められているが、その内規自体が複数存在することや運用方針の決定プロセスが明記されていないことなどから、当該内規の整理が必要と思われる。

イ 運営体制について

【内容】

公益法人の会計や運営についてはその専門性が高いことから、重大事故の発生を未然に防ぐ観点からも、公益法人特有の会計や運営に詳しい専門家による指導を受けられる体制を整えられたい。

9. むすび

近年は、新型コロナウイルス禍による行動制限があったことから、当該団体における各種事業の実施も制限することを余儀なくされていたが、令和5年5月から感染症分類が2類から5類へ移行されたことにより、当該団体の事業の実施も回復傾向となってきた。

この度の監査において過去数年分をさかのぼり活動実績等を確認したところ、当該団体は、本市が出資した目的に沿って事業を実施しており、財政状態は良好であることが認められた。

今回の監査の結果を参考に、今般の指摘事項をはじめとする業務改善が行われ、透明性及び正確性の一層の向上が図られるとともに、当該団体が定款に定める目的に沿った事業が適正かつ円滑に実施されることを期待し、むすびとする。